

賛助会員規程

(制定 平成 12 年 12 月 5 日 輸技協総第 12-50 号)

(改正 平成 24 年 3 月 9 日 輸技協総第 23-210 号)

(目 的)

第1条 この規程は、定款第 4 5 条第 4 項による賛助会員について必要な事項を定める。

(入会等)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員入会申込書(第 1 号様式)を提出し、定款第 4 5 条第 2 項により、理事会の承認を得なければならない。

(変更届)

第3条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞無く、変更届(第 2 号様式)を提出するものとする。

- (1) 住所・事務所の所在地の変更があったとき。
- (2) 法人名の変更があったとき。
- (3) 代表者の変更があったとき。
- (4) 連絡担当者の変更があったとき。
- (5) 電話番号等の変更があったとき。

(退 会)

第4条 賛助会員を退会しようとする者は、退会届(第 3 号様式)を提出するものとする。

(賛助会費)

第5条 入会金及び賛助会費については、賛助会員会費規程によるものとする。

(委員会の参画)

第6条 賛助会員は、定款第 4 7 条の委員会による調査研究事業に参画することができる。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 1 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、公益財団法人の登記の日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 2 6 年 5 月 1 2 日から適用する。